

岩手県監査委員告示第11号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和4年岩手県監査委員告示第30号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年3月3日

岩手県監査委員 岩 淵 誠  
岩手県監査委員 佐々木 茂 光  
岩手県監査委員 五 味 克 仁  
岩手県監査委員 中 野 玲 子

- 1 監査対象機関名 県北広域振興局土木部二戸土木センター
- 2 監査実施日
  - (1) 予備監査実施日 令和4年4月27日から同月28日まで
  - (2) 本監査実施日 令和4年7月21日
- 3 監査結果の公表の日 令和4年9月2日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
赴任旅費の支給に当たり、支給すべき金額より少なく支給しているものが1件、67,800円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	支給すべき金額より少なく支給していた1件、67,800円については、令和4年5月25日に追給の処理を完了した。 今後は、赴任旅費の算定情報を集める際の任意の調書に、「新住所の状況（自宅、公舎、その他（アパート等）」の区分を確認する欄を設け、書面で情報収集することとする。 また、赴任旅費の旅行命令票の本人確認を受ける際には、「新在勤地における住居状況」の「自宅、公舎、その他（アパート等）」の欄について、特に、注意すべき項目として、確実に確認を受けることとし、再発防止に努めることとした。